ノ如ク

労働争議ニ関スル事件ハ、昭和十年八月一日ヨリ同年八月十六日迄ノ間ニ於テ左ノ如ク発生シ、其ノ内容ハ賃金ニ関スルモノ一件、労働時間ニ関スルモノ一件、其ノ他ニ関スルモノ一件ニシテ、何レモ解決ヲ見タリ。

一、昭和十年八月一日　愛知県碧海郡刈谷町　東加茂郡挙母町　豊田紡織株式会社　同業同盟罷業　争議参加人数　三百名　主業者ノ属スル労働組合ノ名称　全国繊維産業労働組合同盟愛知県連合会豊田紡織支部　争議ノ目的　賃金ニ関スルモノ　争議ノ経過　昭和十年八月一日ヨリ同月十六日迄罷業ヲ継続シタルモ、其ノ間警察官ノ調停ニヨリ解決ヲ見タリ。

所蔵　愛知県公文書館

運賃十貫匁ニ付一銭値下シ、十貫目運賃七銭トスルコト。

以上